

【三菱UFJニコス カード会員専用】

海外旅行保険 MORE(モア)パンフレット・重要事項説明書  
(2023/9/30~2024/9/29 補償開始分)

# 海外旅行保険



急な出張でも長期の滞在でも幅広く対応



# カード付帯海外旅行保険に加えて 補償をより充実させたい場合や補償期間の延長、 ご家族の補償を希望するカード会員の皆様が ご加入できる海外旅行保険です。

## 長期の旅行・出張等で保険料を抑えたい

カード付帯保険の保険期間終了後から  
ご契約いただけますので保険料を抑えることが可能です。

詳細はP.2をご参照ください。

## 海外での高額治療費に備えて

カード付帯保険との組み合わせで、  
補償を充実させることが可能です。

詳細はP.2をご参照ください。

## 急な出張の場合でも、 お電話で受付可能です

書類を郵送する手間が不要です。

## 三菱UFJニコス発行のカードを お持ちでない、お子様やご両親でも

健康告知が必要なく、0歳からご加入いただけます。  
また、兄弟姉妹、カード会員がご加入の場合には、  
同行するご友人もご加入可能です。

※保険料のお支払いは加入者となるカード会員様に限ります。

※一部、海外旅行保険の付帯がないカードがございます。

## 「海外旅行保険 MORE (モア)」お申し込み手続きの流れ

### STEP 1

「海外旅行保険 MORE (モア)」のパンフレット (P26重要事項説明書を含む) をお読みのうえ、希望する  
ご加入タイプをお選びください。以下の場合には申し込みにあたり必要情報があります。  
あらかじめご準備ください。

	ワーキング・ホリデー	留 学	その他
6ヵ月以内の 渡航	・ワーキングホリデービザ番号	・学校名	
6ヵ月超の 長期渡航	・ワーキングホリデービザ番号 ・パスポート番号	・学校名 ・パスポート番号	・パスポート番号

ご加入タイプ  
お悩みの場合は、  
担当者にご相談に  
乗りますので  
お電話ください。

### STEP 2

エスティ保険サービスまでお電話ください。

**0120-816-610** または **03-5909-3650**

海外からは **81-3-5909-3650** 月～金 9:00～17:00/土・日・祝・12/29～1/3休

※電話申し込みはP26重要事項説明書をご確認いただいていることが条件となります。

### STEP 3

#### お申し込み手続き完了

※お申込み受付から約1週間後、被保険者証および「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご加入者の住所(国内)に  
お届けします。被保険者(保険の対象となる方)宛に送付する場合等は、代理店にご相談ください。

### STEP 4

#### 保険料のお支払い

お手持ちの三菱UFJニコス株式会社発行カードに保険料をご請求いたします。

書面での申し込みをご希望の方は、お電話でその旨お伝えください。必要書類を郵送させていただきます。

「海外旅行保険 MORE (モア)」は東京海上日動火災保険株式会社「海外旅行保険」の通称です。

## POINT 1

### 海外での高額治療費に備えて補償を手厚くすることが可能です。

#### カード付帯保険の補償内容と保険金額(例) 「※DCカード(ゴールドカード)利用の場合」

傷害死亡・ 傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	救護者費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	応急治療・ 救護費用	航空機寄託 手荷物	航空機遅延
最高 5,000万円	150万円	150万円	150万円	2,000万円	50万円	なし	なし	なし	なし

カード付帯保険の利用条件や補償内容の詳細は「三菱UFJニコス」ウェブサイトをご確認ください。



お手持ちの三菱UFJニコス発行のカード付帯保険に  
「海外旅行保険 MORE (モア)」の補償を上乘せ出来ます。\*

#### 「海外旅行保険MORE (モア)」の補償内容と保険金額(例) —A4タイプの場合—

「海外旅行保険MORE (モア)」なら、**疾病死亡も補償**。  
**治療・救護費用保険金額が無制限のご加入タイプ**もご用意していますので、治療費が高額になっても安心です。

傷害死亡・ 傷害後遺障害	治療・救護費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	応急治療・ 救護費用	航空機寄託 手荷物	航空機遅延
最高 5,000万円	無制限	1億円	30万円	1,000万円	300万円	3万円	付帯あり*

\*1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	① 宿泊施設の客室料	② 交通費もしくは渡航先での各種サービス取消料	③ 食事代
お支払い額	3万円	1万円	5,000円

※海外旅行保険付きクレジットカードをお持ちの方が本プランにご契約される場合、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金については、双方の保険金の合計額が支払われます。その他の保険金(治療・救護費用、携行品損害、賠償責任等)については、実際にかかった費用や損害額がお支払いの限度になります。

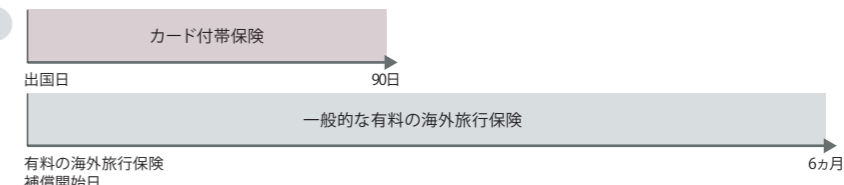
## POINT 2

### 海外に長期滞在される場合、保険料を抑えられます。

#### 一般的な海外旅行保険の場合

一般的な有料の海外旅行保険の場合、出国日から補償開始を設定しなければならない商品が多く、カード付帯保険の補償期間と重複して、補償を上乘せする形で保険をかけることになります。

(例) 旅行期間が6ヵ月間の場合



また、補償期間を延長する際、書面の提出や日本にいる代理の方による手続きが必要な場合があります。

#### 「海外旅行保険 MORE (モア)」なら

カード付帯保険の補償終了後から最長2年までご契約いただけるため、  
留学などの長期渡航では保険料を抑えられます。



延長も短縮もお引受け可能です。期間の変更に伴う手続きに手数料はいただきません。  
〈短縮の場合〉例: 帰国日が早まった未経過期間相当分の保険料を返還。  
〈延長の場合〉例: 滞在が延長になった追加となる保険料をカードにご請求。  
※延長の場合、保険会社の承認が必要となります。あらかじめご承知おきください。



# 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)


海外旅行保険には、大きく分けて**4**つの補償がございます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.19～22、24をご確認ください。

## ① 旅先でのご自身のケガや病気に関する補償

### 旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

お支払いする保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は <b>傷害死亡保険金</b>
	病気を原因とする死亡の場合は <b>疾病死亡保険金</b>



### 旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする保険金の種類	<b>傷害後遺障害保険金</b>
--------------	------------------




### 旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化\*1して治療が必要になった場合

お支払いする保険金の種類	<b>保険期間 31日まで</b> *2
	<b>応急治療・救援費用保険金</b> ※「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

### 旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする保険金の種類	<b>治療・救援費用保険金</b>
--------------	-------------------

**保険金額 無制限 タイプを ご用意**



### ケガや病気で継続して3日以上入院。ご家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする保険金の種類	<b>治療・救援費用保険金</b>
--------------	-------------------



**さらに大きな あんしん をプラス!**



海外旅行開始前に渡航先の診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合がございます。本パンフレット P.21～22 もあわせてご確認ください。

\*1 症状の急激な悪化とは?  
海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

\*2 保険期間 31日までのご契約でご加入の場合にセットされる特約です。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります。  
なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

## ② 旅先で他人にケガ等をさせてしまったときの補償

### 人にケガをさせてしまった場合

お支払いする保険金の種類	<b>賠償責任保険金</b>
--------------	----------------



### ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする保険金の種類	<b>賠償責任保険金</b>
--------------	----------------



### 他人の物を壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類	<b>賠償責任保険金</b>
--------------	----------------



## ③ 持ち物に関する補償

### 旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合

お支払いする保険金の種類	<b>携行品損害保険金</b> *3
	*4
	*5




### デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類	<b>携行品損害保険金</b> *3
	*4
	*5




※本パンフレットP.21～22もあわせてご確認ください。

- \*3 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。
  - \*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。
  - \*5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。
- 

## ④ その他の費用に関する補償


### 航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

お支払いする保険金の種類	<b>航空機寄託手荷物保険金</b> *6
--------------	-----------------------



### 航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

お支払いする保険金の種類	<b>航空機遅延保険金</b> *7
--------------	--------------------

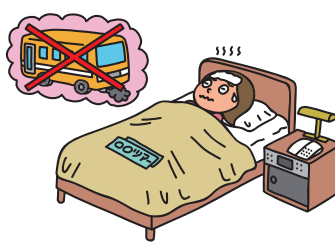


※本パンフレットP.21～22、24もあわせてご確認ください。

- \*6 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。
- \*7 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。
- \*8 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。


### 〈保険期間が3か月までのお客向けオプション〉 急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合

お支払いする保険金の種類	<b>保険期間 3か月まで</b>
	<b>旅行変更費用保険金(出国中止費用)</b>




### 〈保険期間が3か月まで\*8のお客向けオプション〉 旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合

お支払いする保険金の種類	<b>保険期間 3か月まで</b> *8
	<b>旅行変更費用保険金(中途帰国費用)</b>



### 〈保険期間が3か月超のお客向けオプション〉 配偶者が危篤で、旅行中に急きょ一時帰国した場合

お支払いする保険金の種類	<b>保険期間 3か月超</b>
	<b>緊急一時帰国費用保険金</b>





## 海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けいたします。

日本語で対応\*2

24時間/年中無休

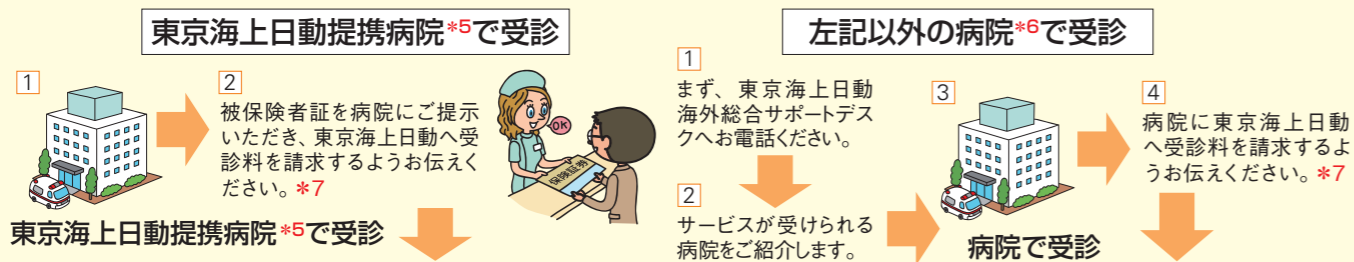
※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。  
※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。  
※当社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、当社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。  
※サービス内容は変更・中止となる場合があります。  
\*1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本でご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。  
\*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。  
医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

### ①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者  
(被保険者(保険の対象となる方))

#### 何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス\*3\*4



#### 病院の窓口で受診料をお支払いいただく前に受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。)

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。  
\*3 疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金\*8に関するご注意  
キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。  
\*4 治療にかかる費用が少額の場合は病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。  
\*5 東京海上日動提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます(2022年12月現在)。主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。  
\*6 東京海上日動への受診料請求を了した病院に限ります。  
\*7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、東京海上日動へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。  
\*8 本パンフレットP.21~22記載の「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」をい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

#### 上記の他、次のようなサービスもございます。

病人・ケガ人の  
移送の手配



救援者の渡航手続き、  
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

### ②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。



※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただきます。医療行為はご提供しません。  
※ご出国前およびご帰国後の日本からの利用はできません。  
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

### ③トラベルプロテクト

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者  
(被保険者(保険の対象となる方))

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。このサービスは、弊社の委託先を通じてご提供いたします。

困った ホテルでトラブルが発生した。  
でもフロントにうまく伝えられない



電話による通訳



海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。

手数料  
無料

43か国語に対応(2022年12月現在)  
※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただきます。

困った ホテルの予約方法がわからない! どうしよう!



ホテル・航空券に関するサポート

手数料  
無料

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料  
無料\*9

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車が終わっている。こんなときに、空港とホテル間の送迎車の予約と手配を行います(当会社が指定した事業者に限ります。)

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

\*9 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

### ④スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金、留学生生活用動産損害  
保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を東京海上日動指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を東京海上日動から修理会社に直接お支払いするサービスです。宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能のため、直接店舗に向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかりません。



※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。  
※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。  
※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。  
※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。  
※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。

### ⑤こころのカウンセリングサービス

対象 保険期間が3か月超のご契約のお客様

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにて相談に応じます。ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。



※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。  
※ご出国前およびご帰国後の日本からの利用はできません。  
※電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご希望に沿えない場合があります。  
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

### ⑥お客様特典

海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを弊社提携料金(25%割引)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社ビジョン)。

※サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。  
※サービスのご利用は1人1回までとさせていただきます。



# ③ 保険金額と保険料【個人プラン】

保険料をお支払いいただく方(加入者(お申込人))は、カード会員様に限りです。  
カード会員様以外に被保険者(保険の対象となる方)となれる方は右記のとおりです。

- ① 会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)
- ② ①以外の同居の親族
- ③ 会員様がお加入の場合、同行者(友人、別居の孫など)

保険期間 **31**日まで

被保険者年齢	15歳以上～69歳以下					70歳以上*6			
	0歳以上～69歳以下								
ご加入タイプ	A4	A2	C2	B2	D4	E3	F3	F2	H4
傷害死亡	5,000万円	2,000万円	—	1,000万円	—	5,000万円	—	1,000万円	—
傷害後遺障害	5,000万円	2,000万円	5,000万円	1,000万円	—	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—
治療・救済費用	無制限					無制限			
応急治療・救済費用*2	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	—	500万円	—	—	—
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	8,000万円	1億円	1億円	1億円	8,000万円
携行品損害	30万円	20万円	30万円	10万円	—	30万円	20万円	10万円	—
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
航空機遅延*3	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
保険期間1日まで	3,910円	2,880円	2,430円	2,350円	1,390円	5,000円	3,470円	3,220円	2,640円
2日まで	5,040円	3,950円	3,560円	3,300円	2,220円	6,590円	5,010円	4,620円	3,910円
3日まで	6,010円	4,900円	4,520円	4,140円	2,930円	7,950円	6,340円	5,820円	4,990円
4日まで	6,800円	5,640円	5,310円	4,780円	3,460円	9,690円	8,040円	7,360円	6,410円
5日まで	7,730円	6,500円	6,200円	5,520円	3,970円	11,570円	9,840円	8,980円	7,830円
6日まで	8,700円	7,420円	7,150円	6,300円	4,580円	13,380円	11,600円	10,560円	9,250円
7日まで	9,500円	8,170円	7,890円	6,950円	5,100円	15,140円	13,290円	12,120円	10,680円
8日まで	10,600円	9,220円	8,990円	7,880円	5,900円	16,820円	14,950円	13,660円	12,100円
9日まで	11,300円	9,900円	9,680円	8,460円	6,380円	18,520円	16,620円	15,200円	13,530円
10日まで	11,970円	10,530円	10,340円	9,000円	6,800円	20,240円	18,310円	16,750円	14,960円
11日まで	12,670円	11,170円	10,990円	9,560円	7,240円	21,970円	19,960円	18,290円	16,380円
12日まで	13,380円	11,810円	11,640円	10,090円	7,650円	23,760円	21,660円	19,840円	17,810円
13日まで	14,100円	12,480円	12,360円	10,670円	8,120円	25,490円	23,350円	21,380円	19,240円
14日まで	14,700円	13,030円	12,900円	11,130円	8,470円	27,210円	25,000円	22,920円	20,660円
15日まで	17,800円	16,120円	16,000円	14,040円	11,300円	32,990円	30,770円	28,340円	25,960円
17日まで	19,080円	17,330円	17,270円	15,150円	12,300円	35,090円	32,810円	30,200円	27,710円
19日まで	20,880円	19,050円	19,010円	16,690円	13,690円	38,850円	36,480円	33,620円	30,970円
21日まで	22,560円	20,650円	20,630円	18,130円	14,980円	42,120円	39,650円	36,560円	33,750円
23日まで	24,490円	22,420円	22,440円	19,690円	16,280円	45,010円	42,350円	39,070円	36,030円
25日まで	26,270円	24,070円	24,120円	21,170円	17,640円	48,260円	45,470円	42,010円	38,830円
27日まで	28,200円	25,920円	25,980円	22,890円	19,230円	51,250円	48,360円	44,730円	41,440円
29日まで	29,870円	27,470円	27,550円	24,310円	20,550円	54,840円	51,810円	47,970円	44,560円
31日まで	31,640円	29,170円	29,230円	25,850円	21,990円	58,240円	55,110円	51,080円	47,600円

\*2 「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」を指します。

\*3 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

\*4 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

\*5 トラベルプロテクトについてはP6.③を参照ください。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*4もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

## ご加入の際のご注意

1. 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
2. カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後から本保険をご契約する場合は、カード付帯海外旅行保険の補償終了日の翌日に合わせて保険始期日を設定ください。
3. 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。
4. 保険期間はご出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2ヵ月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」および「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
5. スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。

保険期間 **31**日超 \*7

被保険者年齢	15歳以上～29歳以下			30歳以上～69歳以下			70歳以上*6					
	0歳以上～29歳以下			L3	N3	M2	L3	N3	M2	P3	R3	Q2
ご加入タイプ	L3	N3	M2	L3	N3	M2	L3	N3	M2	P3	R3	Q2
傷害死亡	5,000万円	—	1,000万円	5,000万円	—	1,000万円	3,000万円	—	1,000万円	3,000万円	—	1,000万円
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
治療・救済費用	無制限			無制限			無制限			無制限		
疾病死亡	1,000万円	—	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	—	—	—	—	—	—
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	30万円	20万円	10万円	30万円	20万円	10万円	30万円	20万円	10万円	30万円	20万円	10万円
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
航空機遅延*3	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
お支払いいただく保険料	保険期間34日まで	31,380円	27,810円	24,020円	34,640円	31,070円	28,130円	54,820円	52,990円	48,030円		
	39日まで	35,330円	31,670円	27,500円	41,560円	37,900円	34,440円	68,380円	66,530円	60,520円		
	46日まで	41,720円	37,910円	32,720円	52,800円	48,990円	44,800円	88,760円	86,880円	79,350円		
	53日まで	48,730円	44,380円	37,990円	66,110円	61,760円	56,720円	112,740円	110,650円	101,340円		
	2ヵ月まで	58,950円	54,010円	46,540円	77,790円	72,850円	67,070円	139,640円	137,320円	125,960円		
	3ヵ月まで	71,640円	65,150円	56,340円	106,540円	100,050円	92,430円	205,600円	202,680円	186,260円		
	4ヵ月まで	97,440円	88,520円	77,470円	151,590円	142,670円	132,120円	298,870円	294,970円	271,360円		
	5ヵ月まで	126,930円	115,720円	101,390円	196,440円	185,230円	171,750円	388,670円	383,890円	353,340円		
	6ヵ月まで	152,520円	138,920円	121,440円	240,750円	227,150円	210,780円	479,200円	473,450円	435,910円		
	7ヵ月まで	178,680円	162,710円	143,990円	285,100円	269,130円	249,850円	569,580円	562,880円	518,340円		
	8ヵ月まで	204,240円	185,850円	164,610円	330,180円	311,790円	289,570円	660,390円	652,730円	601,190円		
	9ヵ月まで	228,300円	207,460円	184,750円	375,370円	354,530円	329,330円	752,340円	743,690円	685,020円		
10ヵ月まで	251,600円	228,320円	204,050円	420,460円	397,180円	369,040円	843,330円	833,710円	768,010円			
11ヵ月まで	275,320円	249,760円	222,880円	465,270円	439,710円	408,660円	932,870円	922,360円	849,730円			
1年まで	296,940円	268,980円	240,570円	510,360円	482,400円	448,370円	1,026,040円	1,014,570円	934,720円			
2年*9	593,900円	537,970円	481,170円	1,020,740円	964,810円	896,760円	2,052,070円	2,029,130円	1,869,460円			

\*6 渡航期間が6ヵ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。

\*7 渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

\*8 保険始期日時時点で被保険者(保険の対象となる方)年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

\*9 P18.の4.「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

\*10 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。

\*11 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料につきましては、代理店にお問い合わせください。

※「治療・救済費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救済費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生生涯補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19～20「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

6. 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。

7. 本海外旅行保険は、以下の方々も被保険者(保険の対象となる方)としてご加入いただけます。ただし、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始日時時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者(保険の対象となる方)の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等\*1」と合計して1,000万円が限度となります。

① カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)

② ①以外の同居の親族

③ 会員様がお加入の場合、同行者(友人、別居の孫、従業員など)

\*1 「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29.のII.1をご確認ください





# ③ 保険金額と保険料【家族旅行・ハネムーン用】

## 組み合わせ方法

- はじめに、**ご本人用加入タイプ表**より、ご本人のご加入タイプをお選びください。  
※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約がセットされているため、賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。
- 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表**より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

## 保険期間 31日まで **ご本人用加入タイプ表** (申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)

被保険者年齢	15歳以上～69歳以下			70歳以上*10			
	ご加入タイプ	V5	V3	V2	W5	W3	W2
保険金額(ご本人)	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	—	5,000万円	1,000万円	—
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円
	治療・救援費用	無制限			無制限		
	応急治療・救援費用*6	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	—	500万円	—	—
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延*7	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
	お支払いいただく保険料	保険期間1日まで	4,120円	3,020円	2,420円	5,210円	3,940円
2日まで		5,360円	4,240円	3,640円	6,910円	5,620円	5,400円
3日まで		6,420円	5,300円	4,690円	8,360円	7,060円	6,840円
4日まで		7,300円	6,160円	5,550円	10,190円	8,870円	8,650円
5日まで		8,390円	7,230円	6,580円	12,230円	10,870円	10,650円
6日まで		9,500円	8,320円	7,650円	14,180円	12,790円	12,570円
7日まで		10,400円	9,180円	8,490円	16,040円	14,610円	14,380円
8日まで		11,590円	10,350円	9,660円	17,810円	16,380円	16,150円
9日まで		12,370円	11,130円	10,430円	19,590円	18,150円	17,920円
10日まで		13,130円	11,870円	11,160円	21,400円	19,940円	19,710円
11日まで		13,910円	12,610円	11,890円	23,210円	21,710円	21,470円
12日まで		14,720円	13,360円	12,620円	25,100円	23,530円	23,280円
13日まで		15,520円	14,140円	13,400円	26,910円	25,320円	25,070円
14日まで		16,190円	14,770円	14,010円	28,700円	27,070円	26,810円
15日まで		19,340円	17,920円	17,160円	34,530円	32,900円	32,640円
17日まで		20,680円	19,220円	18,450円	36,690円	35,010円	34,750円
19日まで		22,600円	21,080円	20,290円	40,570円	38,830円	38,560円
21日まで		24,370円	22,790円	21,980円	43,930円	42,120円	41,840円
23日まで		26,480円	24,780円	23,930円	47,000円	45,060円	44,760円
25日まで		28,320円	26,500円	25,630円	50,310円	48,270円	47,950円
27日まで		30,310円	28,430円	27,530円	53,360円	51,250円	50,920円
29日まで		32,010円	30,010円	29,090円	56,980円	54,750円	54,400円
31日まで		33,830円	31,770円	30,800円	60,430円	58,120円	57,760円

- \*6 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。
  - \*7 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。
  - \*8 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
  - \*9 トラベルプロテクトについてはP6.③を参照ください。
- |   | 保険の対象となる方が負担した費用        | お支払い額  |
|---|-------------------------|--------|
| ① | 宿泊施設の客室料                | 3万円    |
| ② | 交通費*8もしくは渡航先での各種サービス取消料 | 1万円    |
| ③ | 食事代                     | 5,000円 |

## ご加入の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後から本保険をご契約する場合は、カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後に合わせて保険始期日を設定ください。
- 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受ける特約)がセットされています。**配偶者・ご親族用加入タイプ**にお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の3.「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申し込みください)。

- ご本人の配偶者\*2
- ご本人または配偶者\*2と生計を共にする同居のご親族\*3。
- ご本人または配偶者\*2と生計を共にする別居の未婚\*4のお子様。

\*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の

性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含まず(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り)。婚姻とは異なります。)

- 婚姻意思\*5を有すること
- 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含まず)。

\*3ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。  
\*4未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。  
\*5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 保険期間 31日まで **配偶者・ご親族用加入タイプ表** ※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

被保険者年齢	15歳以上～69歳以下			70歳以上*10			
	ご加入タイプ	V5	V3	V2	W5	W3	W2
保険金額(ご親族用)	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	—	5,000万円	1,000万円	—
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円
	治療・救援費用	無制限			無制限		
	応急治療・救援費用*6	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	—	500万円	—	—
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延*7	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
	お支払いいただく保険料	保険期間1日まで	3,460円	2,360円	1,760円	4,550円	3,280円
2日まで		4,390円	3,270円	2,670円	5,940円	4,650円	4,430円
3日まで		5,160円	4,040円	3,430円	7,100円	5,800円	5,580円
4日まで		5,770円	4,630円	4,020円	8,660円	7,340円	7,120円
5日まで		6,400円	5,240円	4,590円	10,240円	8,880円	8,660円
6日まで		7,120円	5,940円	5,270円	11,800円	10,410円	10,190円
7日まで		7,720円	6,500円	5,810円	13,360円	11,930円	11,700円
8日まで		8,650円	7,410円	6,720円	14,870円	13,440円	13,210円
9日まで		9,180円	7,940円	7,240円	16,400円	14,960円	14,730円
10日まで		9,690円	8,430円	7,720円	17,960円	16,500円	16,270円
11日まで		10,220円	8,920円	8,200円	19,520円	18,020円	17,780円
12日まで		10,770円	9,410円	8,670円	21,150円	19,580円	19,330円
13日まで		11,310円	9,930円	9,190円	22,700円	21,110円	20,860円
14日まで		11,750円	10,330円	9,570円	24,260円	22,630円	22,370円
15日まで		14,780円	13,360円	12,600円	29,970円	28,340円	28,080円
17日まで		15,940円	14,480円	13,710円	31,950円	30,270円	30,010円
19日まで		17,540円	16,020円	15,230円	35,510円	33,770円	33,500円
21日まで		19,020円	17,440円	16,630円	38,580円	36,770円	36,490円
23日まで		20,630円	18,930円	18,080円	41,150円	39,210円	38,910円
25日まで		22,270円	20,450円	19,580円	44,260円	42,220円	41,900円
27日まで		24,100円	22,220円	21,320円	47,150円	45,040円	44,710円
29日まで		25,710円	23,710円	22,790円	50,680円	48,450円	48,100円
31日まで		27,390円	25,330円	24,360円	53,990円	51,680円	51,320円

\*10 保険始期日時時点で被保険者(保険の対象となる方)年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

※「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生補償するものではありません。また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもごございます。本パンフレットP.19～20「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。
- 本海外旅行保険は、以下の方々も**ご本人用加入タイプ**の被保険者(保険の対象となる方)としてご加入いただけます。ただし、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始日時時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者(保険の対象となる方)の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等\*1」と合計して1,000万円が限度となります。
  - カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)
  - ①以外の同居の親族
  - 会員様がご加入の場合、同行者(友人、別居の孫、従業員など)

\*1「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29.のII.1をご確認ください。





# ③ 保険金額と保険料【家族旅行・ハネムーン用】

## 組み合わせ方法

- はじめに、**ご本人用加入タイプ表**より、ご本人のご加入タイプをお選びください。  
※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約がセットされているため、賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。
- 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表**より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

## 保険期間 31 日超 **ご本人用加入タイプ表** (申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)

被保険者年齢	15歳以上～29歳以下			30歳以上～69歳以下			70歳以上*9			
	0歳以上～29歳以下			X5	X3	X2	Y5	Y3	Y2	
ご加入タイプ	X5	X3	X2	X5	X3	X2	Y5	Y3	Y2	
保険金額(ご本人)	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	—	5,000万円	1,000万円	—	3,000万円	1,000万円	—
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	2,000万円
	治療・救済費用	無制限			無制限			無制限		
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	1,000万円	—	—	—	—
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
保険金額(ご家族)	航空機遅延*6	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
	保険期間34日まで	33,620円	31,560円	30,520円	36,880円	34,820円	33,780円	57,060円	56,060円	55,700円
	39日まで	37,630円	35,530円	34,440円	43,860円	41,760円	40,670円	70,680円	69,660円	69,300円
お支払いいただく保険料(1名あたり)	46日まで	44,020円	41,880円	40,680円	55,100円	52,960円	51,760円	91,060円	90,020円	89,650円
	53日まで	51,060円	48,600円	47,190円	68,440円	65,980円	64,570円	115,070円	113,880円	113,460円
	2ヵ月まで	61,400円	58,620円	56,960円	80,240円	77,460円	75,800円	142,090円	140,740円	140,270円
	3ヵ月まで	74,500円	70,880円	68,580円	109,400円	105,780円	103,480円	208,460円	206,710円	206,110円
	4ヵ月まで	100,950円	96,010円	92,730円	155,100円	150,160円	146,880円	302,380円	299,990円	299,180円
	5ヵ月まで	131,120円	124,960円	120,720円	200,630円	194,470円	190,230円	392,860円	389,890円	388,890円
	6ヵ月まで	157,360円	149,900円	144,700円	245,590円	238,130円	232,930円	484,040円	480,440円	479,230円
	7ヵ月まで	184,200円	175,460円	169,300円	290,620円	281,880円	275,720円	575,100円	570,880円	569,470円
	8ヵ月まで	210,440円	200,380円	193,240円	336,380円	326,320円	319,180円	666,590円	661,740円	660,120円
	9ヵ月まで	235,220円	223,820円	215,700円	382,290円	370,890円	362,770円	759,260円	753,760円	751,930円
	10ヵ月まで	259,210円	246,490円	237,380円	428,070円	415,350円	406,240円	850,940円	844,810円	842,770円
	11ヵ月まで	283,580円	269,660円	259,590円	473,530円	459,610円	449,540円	941,130円	934,420円	932,190円
1年まで	305,900円	290,680円	279,640円	519,320円	504,100円	493,060円	1,035,000円	1,027,660円	1,025,230円	
2年*11	611,790円	581,350円	559,270円	1,038,630円	1,008,190円	986,110円	2,069,960円	2,055,290円	2,050,430円	

- \*6 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。
- \*7 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
- \*8 トラベルプロジェクトについてはP6.③を参照ください。
- \*9 保険始期日時時点で被保険者(保険の対象となる方)年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級認定補償特約」が自動セットされます)。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
① 宿泊施設の客室料	3万円
② 交通費*7もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③ 食事代	5,000円

## ご加入の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に到着した時点で保険は終了します。
- カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後から本保険をご契約する場合は、カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後に合わせて保険始期日を設定ください。
- 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。
- 保険期間をご出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2ヵ月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」および「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受ける特約)がセットされています。**配偶者・ご親族用加入タイプ**にお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の3.「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申し込みください)。

- ご本人の配偶者\*2
- ご本人または配偶者\*2と生計を共にする同居のご親族\*3。
- ご本人または配偶者\*2と生計を共にする別居の未婚\*4のお子様。

\*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の

性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります)。

- 婚姻意思\*5を有すること
- 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

\*3ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。  
\*4未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。  
\*5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 保険期間 31 日超 **配偶者・ご親族用加入タイプ表**

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

被保険者年齢	15歳以上～29歳以下			30歳以上～69歳以下			70歳以上*9			
	0歳以上～29歳以下			X5	X3	X2	Y5	Y3	Y2	
ご加入タイプ	X5	X3	X2	X5	X3	X2	Y5	Y3	Y2	
保険金額(ご本人)	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	—	5,000万円	1,000万円	—	3,000万円	1,000万円	—
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	2,000万円
	治療・救済費用	無制限			無制限			無制限		
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	1,000万円	—	—	—	—
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
保険金額(ご家族)	航空機遅延*6	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
	保険期間34日まで	27,030円	24,970円	23,930円	30,290円	28,230円	27,190円	50,470円	49,470円	49,110円
	39日まで	30,920円	28,820円	27,730円	37,150円	35,050円	33,960円	63,970円	62,950円	62,590円
お支払いいただく保険料(1名あたり)	46日まで	37,280円	35,140円	33,940円	48,360円	46,220円	45,020円	84,320円	83,280円	82,910円
	53日まで	44,250円	41,790円	40,380円	61,630円	59,170円	57,760円	108,260円	107,070円	106,650円
	2ヵ月まで	54,240円	51,460円	49,800円	73,080円	70,300円	68,640円	134,930円	133,580円	133,110円
	3ヵ月まで	66,240円	62,620円	60,320円	101,140円	97,520円	95,220円	200,200円	198,450円	197,850円
	4ヵ月まで	90,830円	85,890円	82,610円	144,980円	140,040円	136,760円	292,260円	289,870円	289,060円
	5ヵ月まで	119,130円	112,970円	108,730円	188,640円	182,480円	178,240円	380,870円	377,900円	376,900円
	6ヵ月まで	143,510円	136,050円	130,850円	231,740円	224,280円	219,080円	470,190円	466,590円	465,380円
	7ヵ月まで	168,420円	159,680円	153,520円	274,840円	266,100円	259,940円	559,320円	555,100円	553,690円
	8ヵ月まで	192,760円	182,700円	175,560円	318,700円	308,640円	301,500円	648,910円	644,060円	642,440円
	9ヵ月まで	215,540円	204,140円	196,020円	362,610円	351,210円	343,090円	739,580円	734,080円	732,250円
	10ヵ月まで	237,580円	224,860円	215,750円	406,440円	393,720円	384,610円	829,310円	823,180円	821,140円
	11ヵ月まで	260,090円	246,170円	236,100円	450,040円	436,120円	426,050円	917,640円	910,930円	908,700円
1年まで	280,460円	265,240円	254,200円	493,880円	478,660円	467,620円	1,009,560円	1,002,220円	999,790円	
2年*11	560,920円	530,480円	508,400円	987,760円	957,320円	935,240円	2,019,090円	2,004,420円	1,999,560円	

- \*10 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。
- \*11 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は代理店までお問い合わせください。

「治療・救済費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救済費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生補償するものではありません。また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19～20「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

- ・渡航期間が6ヵ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。
- ・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。
- 本海外旅行保険は、以下の方々も **ご本人用加入タイプ** の被保険者(保険の対象となる方)としてご加入いただけます。ただし、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始日時時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者(保険の対象となる方)の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等\*1」と合計して1,000万円が限度となります。
  - カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)
  - ①以外の同居の親族
  - 会員様をご加入の場合、同行者(友人、別居の孫、従業員など)

\*1「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29.のII.1をご確認ください。





ご契約金額と保険料は①②③からお選びください。

組み合わせ例 ①基本補償 + ②留学生賠償責任 + ③留学生生活用動産

オススメパターン (保険期間1年、0~29歳以下の場合)

S2 + 保険金額:1億円 + 保険金額:60万円 = 304,530円  
 ①270,100円 + ②2,940円 + ③31,490円

- 渡航期間が6ヵ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。
- 渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。
- ※「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。
- また、費用の種類によっては、下表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19~20「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

① 基本補償

ご加入タイプ	0歳以上~29歳以下			30歳以上~69歳以下			
	S3	S2*1 オススメ	T2*1	S3	S2*1 オススメ	T2*1	
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
治療・救援費用	無制限	無制限	3,000万円	無制限	無制限	3,000万円	
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
航空機遅延* 7</td <td>セットあり</td> <td>セットあり</td> <td>セットあり</td> <td>セットあり</td> <td>セットあり</td> <td>セットあり</td>	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	27,030円	25,690円	21,550円	30,290円	28,950円	25,660円
	39日まで	30,920円	29,540円	25,000円	37,150円	35,770円	31,940円
	46日まで	37,280円	35,880円	30,190円	48,360円	46,960円	42,270円
	53日まで	44,250円	42,630円	35,430円	61,630円	60,010円	54,160円
	2ヵ月まで	54,240円	52,400円	43,840円	73,080円	71,240円	64,370円
	3ヵ月まで	66,240円	63,820円	53,220円	101,140円	98,720円	89,310円
	4ヵ月まで	90,830円	87,510円	73,640円	144,980円	141,660円	128,290円
	5ヵ月まで	119,130円	114,970円	96,850円	188,640円	184,480円	167,210円
	6ヵ月まで	143,510円	138,470円	116,190円	231,740円	226,700円	205,530円
	7ヵ月まで	168,420円	162,500円	138,000円	274,840円	268,920円	243,860円
	8ヵ月まで	192,760円	185,940円	157,890円	318,700円	311,880円	282,850円
	9ヵ月まで	215,540円	207,800円	177,280円	362,610円	354,870円	321,860円
	10ヵ月まで	237,580円	228,940円	195,830円	406,440円	397,800円	360,820円
	11ヵ月まで	260,090円	250,630円	213,950円	450,040円	440,580円	399,730円
1年まで	280,460円	270,100円	230,900円	493,880円	483,520円	438,700円	
2年*2	560,920円	540,200円	461,810円	987,760円	967,040円	877,400円	

- \*1 主に以下のご契約向けにS2、T2タイプをご用意しております。  
 ○始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合  
 ○ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合
- \*2 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は代理店までお問い合わせください。
- \*3 トラベルプロテクトについては、P.6.③をご参照ください。
- \*4 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。
- \*5 扶養者が事故によるケガが原因で死亡または重度後遺障害が生じた時から予定留学終了時までの年数等によってお支払い額が異なります。詳細は、補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)の留学継続費用保険金の「お支払い額」をご確認ください。
- \*6 右記の保険料は、「保険期間=留学期間」を前提として算出した保険料となります。保険期間より留学期間が短いご契約の場合は保険料が異なりますので、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
- \*7 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。
- \*8 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*8もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

② 留学生賠償責任

保険金額	② 留学 生賠償責任 (免責金額0円)				
	1億円 オススメ	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	620円	540円	480円	400円
	39日まで	680円	590円	520円	440円
	46日まで	740円	640円	570円	480円
	53日まで	790円	690円	610円	520円
	2ヵ月まで	850円	740円	660円	550円
	3ヵ月まで	1,060円	920円	820円	690円
	4ヵ月まで	1,290円	1,130円	1,000円	840円
	5ヵ月まで	1,500円	1,310円	1,160円	970円
	6ヵ月まで	1,710円	1,480円	1,320円	1,110円
	7ヵ月まで	1,910円	1,660円	1,480円	1,240円
	8ヵ月まで	2,120円	1,840円	1,640円	1,380円
	9ヵ月まで	2,320円	2,020円	1,800円	1,510円
	10ヵ月まで	2,530円	2,200円	1,950円	1,640円
	11ヵ月まで	2,740円	2,380円	2,110円	1,780円
1年まで	2,940円	2,560円	2,270円	1,910円	
2年*2	5,880円	5,120円	4,550円	3,820円	

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください(最長2年)。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後から本保険をご契約する場合は、カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後に合わせて保険始期日を設定ください。
- 保険期間はお出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が保険始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご加入者と保険の対象となる方が異なり、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合には、S3タイプをご契約いただけませんのでご注意ください。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。



③ 留学生生活用動産

保険金額	③ 留学生生活用動産 (免責金額0円)					
	100万円	80万円	70万円	60万円 オススメ	50万円	40万円
お支払いいただく保険料	7,860円	7,520円	7,180円	6,610円	5,860円	5,020円
	8,610円	8,240円	7,860円	7,240円	6,420円	5,500円
	9,360円	8,950円	8,540円	7,870円	6,980円	5,980円
	10,110円	9,670円	9,230円	8,500円	7,530円	6,460円
	10,860円	10,380円	9,910円	9,130円	8,090円	6,940円
	13,480円	12,900円	12,300円	11,330円	10,040円	8,620円
	16,470円	15,760円	15,040円	13,850円	12,270円	10,530円
	19,090円	18,260円	17,420円	16,060円	14,230円	12,200円
	21,710円	20,780円	19,820円	18,260円	16,180円	13,880円
	24,330円	23,280円	22,210円	20,470円	18,130円	15,550円
	26,950円	25,790円	24,600円	22,670円	20,080円	17,230円
	29,570円	28,300円	26,990円	24,880円	22,040円	18,900円
	32,190円	30,810円	29,390円	27,080円	23,990円	20,580円
	34,810円	33,310円	31,770円	29,290円	25,940円	22,250円
37,430円	35,820円	34,170円	31,490円	27,890円	23,930円	
74,870円	71,640円	68,330円	62,980円	55,790円	47,860円	

留学継続費用担保特約 (オプション)

ご契約タイプ(保険金額) および保険期間に応じて右記の保険料が追加が必要となります。  
 旅行目的がワーキング・ホリデーの場合、「留学継続費用担保特約」をセットすることはできません。

保険金額*5	200万円			150万円			120万円		
	100万円	80万円	70万円	100万円	80万円	70万円	100万円	80万円	70万円
お支払いいただく保険料*6	180円	150円	110円	200円	150円	120円	220円	170円	130円
	200円	150円	120円	240円	180円	140円	260円	200円	160円
	220円	170円	130円	320円	240円	190円	380円	290円	230円
	240円	180円	140円	440円	330円	260円	520円	390円	310円
	260円	200円	160円	580円	440円	350円	640円	480円	380円
	320円	240円	190円	700円	530円	420円	760円	570円	460円
	380円	290円	230円	820円	620円	490円	880円	660円	530円
	440円	330円	260円	880円	660円	530円	940円	720円	590円
	520円	390円	310円	940円	720円	590円	1,000円	780円	650円
	580円	440円	350円	1,000円	780円	650円	1,060円	840円	710円
	640円	480円	380円	1,060円	840円	710円	1,120円	900円	770円
	700円	530円	420円	1,120円	900円	770円	1,180円	960円	830円
	760円	570円	460円	1,180円	960円	830円	1,240円	1,020円	890円
	820円	620円	490円	1,240円	1,020円	890円	1,300円	1,080円	950円
880円	660円	530円	1,300円	1,080円	950円	1,360円	1,140円	1,010円	
3,520円	2,640円	2,110円	3,520円	2,640円	2,110円	3,520円	2,640円	2,110円	



### ③ 保険金額と保険料【留学生プラン】 宿泊施設(ホテル等)向け

#### ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください(最長2年)。  
 なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後から本保険をご契約する場合は、カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後に合わせて保険始期日を設定ください。
- 保険期間はご出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。
- 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等\*1」と合算して、3,000万円\*2が上限となりますので、ご注意ください。
  - ① 始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
  - ② ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合
- \*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。
- \*2 旅行目的が「留学」「ワーキングホリデー」の場合の限度額となります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。



※本タイプは、滞在先が居住施設(アパート・寮・ホームステイ等)の場合にもご加入いただけますが、その場合には滞在中の居住施設内に保管中の携行品の損害および、戸室全体を賃借しているアパート等に対する賠償責任は補償の対象外となります。  
 ※被保険者証に「一時帰国中担保」と表示されているお客様には「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしでセットされます。詳細は、P.18の4をご確認ください。  
 ※始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上の場合は、代理店までお問い合わせください。  
 ※「治療・救済費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救済費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生補償するものではありません。  
 また、費用の種類によっては、下表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19~20「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

被保険者年齢	15歳以上~29歳以下				30歳以上~69歳以下				
	0歳以上~29歳以下								
ご加入タイプ	L3	L2	N3	M2	L3	L2	N3	M2	
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	—	1,000万円	
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
治療・救済費用	無制限			3,000万円	無制限			3,000万円	
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品損害	30万円	20万円	20万円	10万円	30万円	20万円	20万円	10万円	
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
航空機遅延*3	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	31,380円	29,570円	27,810円	24,020円	34,640円	32,830円	31,070円	28,130円
	39日まで	35,330円	33,480円	31,670円	27,500円	41,560円	39,710円	37,900円	34,440円
	46日まで	41,720円	39,850円	37,910円	32,720円	52,800円	50,930円	48,990円	44,800円
	53日まで	48,730円	46,630円	44,380円	37,990円	66,110円	64,010円	61,760円	56,720円
	2か月まで	58,950円	56,610円	54,010円	46,540円	77,790円	75,450円	72,850円	67,070円
	3か月まで	71,640円	68,650円	65,150円	56,340円	106,540円	103,550円	100,050円	92,430円
	4か月まで	97,440円	93,420円	88,520円	77,470円	151,590円	147,570円	142,670円	132,120円
	5か月まで	126,930円	121,960円	115,720円	101,390円	196,440円	191,470円	185,230円	171,750円
	6か月まで	152,520円	146,540円	138,920円	121,440円	240,750円	234,770円	227,150円	210,780円
	7か月まで	178,680円	171,690円	162,710円	143,990円	285,100円	278,110円	269,130円	249,850円
	8か月まで	204,240円	196,230円	185,850円	164,610円	330,180円	322,170円	311,790円	289,570円
	9か月まで	228,300円	219,240円	207,460円	184,750円	375,370円	366,310円	354,530円	329,330円
	10か月まで	251,600円	241,510円	228,320円	204,050円	420,460円	410,370円	397,180円	369,040円
	11か月まで	275,320円	264,290円	249,760円	222,880円	465,270円	454,240円	439,710円	408,660円
1年まで	296,940円	284,880円	268,980円	240,570円	510,360円	498,300円	482,400円	448,370円	
2年*7	593,900円	569,770円	537,970円	481,170円	1,020,740円	996,610円	964,810円	896,760円	

- \*3 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。
- \*4 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
- \*5 トラベルプロテクトについては、P.6③をご参照ください。
- \*6 保険期間が3か月超のご契約のお客様が対象となります。
- \*7 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料につきましては、代理店にお問い合わせください。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
① 宿泊施設の客室料	3万円
② 交通費*4もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③ 食事代	5,000円

### ④ 補償のご案内

#### 携行品損害保険金 と 留学生生活用動産損害保険金の比較 (概要)

(詳細は本パンフレットP.21~23をご確認ください)

○=補償されます ×=補償されません

事故状況	保険期間 31 日超		ご注意
	携行品損害保険金	留学生生活用動産損害保険金	
<b>携行中</b> 市内観光からホテルに戻る路上で引たくりに遭い、鞆を奪われた。	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 携行品(留学生生活用動産では「宿泊・居住施設保管中の物」も含みます)1個、1組または1対あたりの補償限度額は10万円となります。(乗車券等は合計5万円限度、旅券は1回の保険事故につき5万円限度)</li> <li>● 携行品損害保険金のお支払い額は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。</li> <li>● 留学生生活用動産損害保険金のお支払い額は、同一保険年度内の事故に対して留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。</li> </ul>
<b>ホテル等の宿泊施設に保管中</b> ホテルに帰宅するとカメラが盗まれていた。	○	○	
<b>寮・アパート等の居住施設に保管中</b> 寮・アパートに帰宅するとカメラが盗まれていた。	×	○	

#### 賠償責任保険金 と 留学生賠償責任保険金の比較 (概要)

(詳細は本パンフレットP.21~23をご確認ください)

○=補償されます ×=補償されません

事故状況	保険期間 31 日超		ご注意
	賠償責任保険金	留学生賠償責任保険金	
<b>歩行中</b> 歩行中、他人とぶつかってケガをさせてしまい、治療費について損害賠償を請求された。	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 留学生賠償責任保険金における居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。</li> <li><b>部屋の場合</b> 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限り、①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。</li> <li><b>部屋以外の場合</b> 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。</li> </ul>
<b>ホテル等の宿泊施設に滞在中</b> ホテルの部屋を水浸しにしまった。	○	○	
<b>寮・アパート等の居住施設に滞在中*1</b> 寮・アパートの部屋を水浸しにしまった。	×	○	
<b>ホテル等の宿泊施設に滞在中</b> ホテルの部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。	○	○	
<b>寮・アパート等の居住施設に滞在中*1</b> 寮・アパートの部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。	×	×	

\*1 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合に限り、適用されません。



## 各種特約

### ご旅行目的にあわせて様々な特約をご用意しております

本パンフレットP.24～25「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」も必ずご確認ください。

- ※1.旅行変更費用担保特約と2.クルーズ旅行取消費用担保特約につきましては、日本出国後の海外旅行保険に付帯することはできません。
- ※1.旅行変更費用担保特約と2.クルーズ旅行取消費用担保特約の保険料は、旅行出発日(保険期間の始期日)より前に基本となる補償を解約しても返金しません。

※企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6ヵ月までのお引受けが可能です。

### 1.旅行変更費用担保特約

保険期間3ヵ月まで

このような方におすすめします

- 急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合にかかる費用に備えたい方(出国中止費用)
- 旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合にかかる費用に備えたい方(中途帰国費用)

#### 保険金額(旅行変更費用保険金額)と特約保険料

##### 保険金額(旅行変更費用保険金額)の設定方法

旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。また、保険期間はP.7～12に記載のご加入タイプでご契約いただく保険期間と合わせてください。なお、ファミリープランは、家族全員分の合計金額を目安に設定してください(保険金額はご家族で共有となります。)。※保険料領収前もしくは契約日以前にP.24の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。

※①、②のいずれかに該当する場合は中途帰国費用のみ担保特約を必ずセットしてください。

- ①旅行出発日当日以降にお引受する場合
- ②クルーズ旅行取消費用担保特約をセットしてお引受する場合

#### (旅行変更費用担保特約) 出国中止費用 + 中途帰国費用

保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,700円	4,630円
2日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,710円	4,640円
3日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,780円	3,710円	4,640円
4日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,710円	4,640円
5日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
6日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
7日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
8日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,730円	4,660円
9日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,800円	3,730円	4,660円
10日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,730円	4,670円
11日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
12日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
13日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,740円	4,680円
14日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,680円
15日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,690円
17日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,750円	4,690円
19日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,760円	4,700円
21日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,770円	4,710円
23日まで	320円	650円	970円	1,950円	2,920円	3,900円	4,870円
25日まで	340円	670円	1,010円	2,020円	3,040円	4,050円	5,060円
27日まで	350円	700円	1,050円	2,110円	3,160円	4,220円	5,270円
29日まで	370円	730円	1,100円	2,200円	3,290円	4,390円	5,490円
31日まで	380円	770円	1,150円	2,300円	3,450円	4,590円	5,740円
34日まで	390円	780円	1,180円	2,350円	3,530円	4,700円	5,880円
39日まで	420円	850円	1,270円	2,540円	3,820円	5,090円	6,360円
46日まで	460円	910円	1,370円	2,740円	4,110円	5,490円	6,860円
53日まで	490円	980円	1,470円	2,940円	4,400円	5,870円	7,340円
2ヵ月まで	540円	1,070円	1,610円	3,220円	4,830円	6,440円	8,050円
3ヵ月まで	680円	1,370円	2,050円	4,110円	6,160円	8,210円	10,270円

#### (旅行変更費用担保特約+中途帰国費用のみ担保特約) 中途帰国費用のみ

保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	40円	90円	130円	270円	400円	530円	660円
2日まで	50円	100円	150円	300円	440円	590円	740円
3日まで	50円	100円	160円	310円	470円	620円	780円
4日まで	50円	110円	160円	320円	480円	630円	790円
5日まで	70円	130円	200円	400円	600円	800円	1,000円
6日まで	80円	160円	230円	470円	700円	930円	1,170円
7日まで	90円	170円	260円	510円	770円	1,030円	1,290円
8日まで	90円	190円	280円	570円	850円	1,140円	1,420円
9日まで	100円	210円	310円	620円	930円	1,250円	1,560円
10日まで	110円	220円	340円	670円	1,010円	1,350円	1,690円
11日まで	120円	240円	360円	730円	1,090円	1,450円	1,820円
12日まで	130円	260円	390円	780円	1,170円	1,560円	1,950円
13日まで	140円	280円	410円	830円	1,240円	1,660円	2,070円
14日まで	140円	290円	430円	870円	1,300円	1,740円	2,170円
15日まで	150円	300円	450円	900円	1,350円	1,800円	2,240円
17日まで	160円	310円	470円	940円	1,410円	1,880円	2,350円
19日まで	170円	340円	510円	1,030円	1,540円	2,060円	2,570円
21日まで	190円	370円	560円	1,120円	1,690円	2,250円	2,810円
23日まで	200円	400円	600円	1,200円	1,800円	2,400円	2,990円
25日まで	210円	430円	640円	1,280円	1,920円	2,550円	3,190円
27日まで	230円	460円	680円	1,370円	2,050円	2,730円	3,420円
29日まで	240円	490円	730円	1,460円	2,190円	2,920円	3,650円
31日まで	260円	520円	780円	1,570円	2,350円	3,130円	3,920円
34日まで	280円	550円	830円	1,660円	2,490円	3,330円	4,160円
39日まで	310円	630円	940円	1,890円	2,830円	3,770円	4,710円
46日まで	350円	700円	1,060円	2,110円	3,170円	4,220円	5,280円
53日まで	390円	780円	1,160円	2,330円	3,490円	4,650円	5,810円
2ヵ月まで	440円	870円	1,310円	2,620円	3,940円	5,250円	6,560円
3ヵ月まで	590円	1,180円	1,770円	3,530円	5,300円	7,070円	8,830円
4ヵ月まで	760円	1,520円	2,280円	4,560円	6,850円	9,130円	11,410円
5ヵ月まで	940円	1,870円	2,810円	5,620円	8,430円	11,240円	14,060円
6ヵ月まで	1,110円	2,220円	3,330円	6,650円	9,980円	13,300円	16,630円

## 2.クルーズ旅行取消費用担保特約

出国中止費用のみ

このような方におすすめします

- 急な事情によって、クルーズ旅行(船舶を利用する企画旅行)\*1をキャンセルした場合にかかる以下の費用に備えたい方
  - ・被保険者(保険の対象となる方)が出国を中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で、旅行者等に支払った費用
  - ・被保険者(保険の対象となる方)が出国を中止したことにより、払い戻しを受けられない渡航手続費(旅行印紙代、査証料、予防接種料等)
- \*1 船舶内の定員4名以下の客室に宿泊される海外旅行が対象となります。
- ※保険料領収前もしくは契約日以前にP.25の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。

#### 保険金額(クルーズ旅行取消費用保険金額)と特約保険料(保険期間共通)

【保険金額の設定方法】お申し込みのクルーズ旅行契約において、最も高額となる取消料(通常は旅行代金全額)を目安に設定してください。

保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料
10万円	2,830円	60万円	17,000円	110万円	31,170円	160万円	45,340円
20万円	5,670円	70万円	19,840円	120万円	34,010円	170万円	48,180円
30万円	8,500円	80万円	22,670円	130万円	36,840円	180万円	51,010円
40万円	11,340円	90万円	25,510円	140万円	39,680円	190万円	53,850円
50万円	14,170円	100万円	28,340円	150万円	42,510円	200万円	56,680円

## 3.緊急一時帰国費用担保特約

保険期間3ヵ月超

配偶者が危篤で旅行中に急きょ一時帰国した場合などに、被保険者(保険の対象となる方)が負担した費用(往復の航空運賃等の交通費、宿泊施設の客室料および雑費等)を補償します。

- ①海外渡航期間(最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで)が3ヵ月超で、かつ、海外渡航(旅行)中の滞在先が確認できる場合に限りセットすることが可能です。
- ②緊急一時帰国費用保険金の支払い対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または引受保険会社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますのでご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先等で給付を受けることができる慶弔規程等の制度が制定される場合は予め、制定されていることをお知りになった場合は遅滞なく代理店または引受保険会社へご連絡ください。※保険料領収前または海外渡航期間開始前に生じていた疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

※保険期間は、海外渡航期間に合わせて設定してください。

旅行先	アジア地域		北米・中米・南米 オセアニア・中近東地域		欧州・アフリカ地域		
	40万円		70万円		100万円		
払い込みいただく保険料	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	
保険期間	4ヵ月まで	5,240円	11,000円	9,170円	19,250円	13,090円	27,500円
	5ヵ月まで	6,070円	12,750円	10,620円	22,310円	15,180円	31,870円
	6ヵ月まで	6,900円	14,500円	12,080円	25,370円	17,260円	36,250円
	7ヵ月まで	7,740円	16,250円	13,540円	28,440円	19,340円	40,620円
	8ヵ月まで	8,570円	18,000円	15,000円	31,500円	21,430円	45,000円
	9ヵ月まで	9,400円	19,750円	16,460円	34,560円	23,510円	49,370円
	10ヵ月まで	10,240円	21,500円	17,920円	37,620円	25,590円	53,750円
	11ヵ月まで	11,070円	23,250円	19,370円	40,690円	27,680円	58,120円
	1年まで	11,900円	25,000円	20,830円	43,750円	29,760円	62,500円
	2年	23,810円	50,000円	41,660円	87,490円	59,520円	124,990円

※保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は代理店までお問い合わせください。

※上記保険料は加入者が個人の場合となります。加入者が法人(個人事業主を含む)の場合は代理店までお問い合わせください。

## 4.一時帰国中担保特約

保険期間3ヵ月超は自動付帯

- 本特約により一時帰国中および再出国後の旅行行程中も同様に補償されます。
- 保険期間3ヵ月超の契約については、「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしで自動セットされ、被保険者証に表示されます。保険期間31日超3ヵ月以内のご契約の場合は、申込書の一時帰国中担保特約欄に○印をご記入いただくことで、本特約を付帯できます。(追加保険料はかかりません。)
- 一時帰国中の事故が補償される項目は右記の通りです。傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救済費用、疾病死亡、賠償責任

## 5.特別危険担保特約/職業危険担保割増

- ①次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
  - ・旅行先でビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)をい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
  - ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です)
  - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ②次のような場合には、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
  - ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合
- ③保険料につきましては、運動やお仕事の内容によって変わりますので、代理店までお問い合わせください。



# 6 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)



「海外旅行中」とは  
 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

旅先で  
ケガをして

傷害死亡  
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。  
 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

たとえば、  
 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失  
 ②保険金受取人の故意または重大な過失  
 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象\*1  
 ④放射線照射、放射能汚染  
 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ  
 ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為  
 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ  
 ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ  
 ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

\*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。



傷害後遺障害  
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%\*2  
 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

\*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます。「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

旅先で  
病気やケガの  
治療をして

治療・救済費用  
保険金

治療費用部分

お支払いする場合

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合  
 ②海外旅行開始後に発病した病気\*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合  
 ③海外旅行中に感染した特定の感染症\*4\*6により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合

お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて**180日以内**に必要となった費用に限り、)。

※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。)  
 ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費  
 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)  
 ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)  
 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。)  
 ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用  
 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

上記①~④、⑥に加え、たとえば  
 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故

・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用

・歯科疾病

・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ  
 ・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。)

・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)



救済費用部分

お支払いする場合

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)  
 ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)(個人プランの場合は**3日以上\*7**続けて入院された場合)  
 ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合  
 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合  
 ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等

\*7 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族\*8の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救済者3名分まで)\*11  
 ③救済者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで)\*11  
 ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費\*11\*12、保険の対象となる方の現地での諸雑費\*12(個人プランの場合は合計で20万円、ファミリープランの場合は合計で40万円まで)  
 ⑤現地からの移送費用\*11\*12\*13  
 ⑥遺体処理費用(被災された保険の対象となる方1名について100万円まで)\*11  
 ⑦(ファミリープランのみ)保険の対象となる方の旅行行程離脱後、ご家族(他の保険の対象となる方)が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊施設の客室料(14日分まで)\*13

※治療費用部分・救済費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。

a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用  
 c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

旅先で病気を  
して

疾病死亡  
保険金

お支払いする場合

①海外旅行中に病気で死亡された場合  
 ②海外旅行開始後に発病した病気\*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合  
 ③海外旅行中に感染した特定の感染症\*4\*14により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

上記①~④、⑥に加え、たとえば  
 ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症

・歯科疾病

・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

\*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、  
 \*4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症\*5等をいいます。  
 \*5 政令により一類感染症・二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り、  
 \*6 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。  
 \*7 6親等内の血族、配偶者\*9または3親等内の姻族をいいます。

\*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)  
 ①婚姻意思\*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること  
 \*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。  
 \*11 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上\*7入院された場合に限りお支払いの対象となります。  
 \*12 治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。  
 \*13 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。  
 \*14 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

6 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)







# ◆ 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

**留学生プラン** 「海外旅行中」とは 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

**ご注意** 留学生賠償責任保険金、留学生生活用財産損害保険金、留学継続費用保険金については現地での保険金支払いができません。保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

## 保険期間 31日超 のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生賠償責任保険金	<p><b>お支払いする場合</b></p> <p>海外旅行中の偶然な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅*1の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*2を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>*1 住宅とは?</p> <p>保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。</p> <p>*2 レンタル会社より契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。に与えた損害*3を含みます。)</p> <p>*3 居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。</p> <p><b>部屋の場合</b></p> <p>部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限りません。</p> <p>① 火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ② 漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。</p> <p><b>部屋以外の場合</b></p> <p>火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。</p>	<p><b>お支払い額</b></p> <p>損害賠償金額</p> <p>*1 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>*2 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め東京海上日動にご相談ください。</p> <p>*3 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しては保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>*4 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>	<p>たとえば、</p> <p>① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象*4</p> <p>② 放射線照射、放射能汚染</p> <p>③ ご契約者または保険の対象となる方の故意</p> <p>④ 職務遂行またはアルバイト業務に関する(仕事上の)賠償責任</p> <p>⑤ 航空機、船舶*5、車両*6、銃器(空気銃を除きます。の)の所有・使用・管理に起因する賠償責任</p> <p>⑥ 受託品に関する賠償責任(*2で定める物はお支払いの対象になります。)</p> <p>⑦ 親族*7に対する賠償責任</p> <p>*4 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。</p> <p>*5 車、バイク、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー車で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。</p>
留学生生活用財産損害保険金	<p><b>お支払いする場合</b></p> <p>海外旅行中に生活用財産*10が盗難・破損・火災等の偶然な事故によって損害を受けた場合</p> <p>*10 生活用財産とは?</p> <p>保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品*11または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。ただし、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等および別送品は含みません。</p> <p>*11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。</p>	<p><b>お支払い額</b></p> <p>(携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*12</p> <p>*12 損害額とは?</p> <p>損害が生じた携行品の時価額*13とします。修理可能な場合は修理費の時価額*13のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料・旅券については再取得費用(現地で負担した場合に限りません。)、交通費、宿泊施設の客室料を含みます。)、乗車船券、航空券等についてはその乗車船券、航空券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。</p> <p>*13 時価額とは、再取得価額*14から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。</p> <p>*14 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。</p> <p>*15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*16 火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。</p>	<p>上記①②に加え、たとえば、</p> <p>・ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害</p> <p>・携行品の置き忘れまたは紛失*15</p> <p>・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い</p> <p>・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害</p> <p>・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。)</p> <p>・ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊*16</p> <p>・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出*16</p>
留学継続費用保険金(留学生のみの場合)	<p><b>お支払いする場合</b></p> <p>海外の学校*17に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)、または、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18の身体に重度後遺障害が生じた場合</p> <p>*17 学校とは?</p> <p>一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。</p>	<p><b>お支払い額</b></p> <p>扶養者*18が左記の状態となった時から予定留学終了時までの年数*19に留学継続費用保険金額を乗じた額</p> <p>*18 扶養者とは?</p> <p>保険の対象となる方の親族*7のうち保険の対象となる方の留学費用を主として負担している方をいいます。</p> <p>*19 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。</p>	<p>上記①②に加え、たとえば、</p> <p>・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者*18の故意または重大な過失</p> <p>・扶養者*18のけんかや自殺行為・犯罪行為</p> <p>・扶養者*18の無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故</p> <p>・扶養者*18の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産</p> <p>・保険の対象となる方が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合</p> <p>・扶養者*18が保険の対象となる方を扶養していない場合</p>

\*7 6親等内の血族、配偶者\*8または3親等内の姻族をいいます。  
 \*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)  
 ① 婚姻意思\*9を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること  
 \*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 「旅行変更費用」についてのご注意

- 保険料領収前もしくはご契約された日以前に下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。
- ① 旅行変更費用保険金額は、旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。
- ② 旅行変更費用担保特約は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。したがって、旅行出発日(保険期間の始期日)より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
- ③ 海外旅行が進行中止となった場合等\*1には、保険料の全額をお返しが可能な場合があります。
- ④ [中途帰国費用のみ担保特約]をセットいただくことで、補償範囲を中途帰国した場合のみに限定することが可能です。なお、旅行出発日より以降にご契約された場合は、「中途帰国費用のみ担保特約」を必ずセットいただきます。
- \*1 海外旅行が進行中止となった場合であっても、保険の対象となる方が渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しいたができません。

## 保険期間 3 か月まで \*2のみの補償

旅行変更費用担保特約 急な事情によって、旅行をキャンセルして

保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
<p><b>お支払いする場合</b></p> <p>次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合</p> <p>① 死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者*3(保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。))または保険の対象となる方等の配偶者*4もしくは3親等内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合</p> <p>② 入院</p> <p>(1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合(出国前の場合は継続して3日以上*6の入院に限りません。)</p> <p>(2) 保険の対象となる方等の配偶者*4または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合</p> <p>③ 遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明となった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難された場合</p> <p>④ 救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合</p> <p>⑤ 火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合</p> <p>⑥ 裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出席した場合</p> <p>⑦ 地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>・戦争、内乱、暴動またはテロ行為等</li> <li>・運送・宿泊機関等の事故または火災</li> <li>・渡航先に対する避難勧告等の発出</li> </ul> <p>⑧ 感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の命令が発せられた場合</p> <p>⑨ 避難指示…保険の対象となる方等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合</p> <p>*3 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。</p> <p>*6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。</p>	<p><b>お支払い額</b></p> <p>ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用*7を、旅行変更費用保険金額を限度にしてその費用の負担者にお支払いします。</p> <p>● 出国中止費用</p> <p>出国中止したことにより支払った次の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取送料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用</li> <li>・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用</li> </ul> <p>● 中途帰国費用</p> <p>① 企画旅行の場合</p> <p>旅行変更 旅行日程のうち、費用保険 × 中途帰国した以後の日数 金額*8 旅行日程の日数 = 保険金*9</p> <p>② 企画旅行以外の場合</p> <p>中途帰国したことにより支払った次の費用*9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取送料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用</li> <li>・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用</li> </ul> <p>*7 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後も使用できるものに対する費用を除きます。</p> <p>*8 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。</p> <p>*9 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中途帰国のための航空運賃等交通費</li> <li>・中途帰国の行程における宿泊費(14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。)</li> <li>・国際電話料等通信費等の諸雑費(合計して20万円まで)</li> </ul>	<p>① たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑨のいずれかが生じたことにより負担した費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象*10</li> <li>・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>・放射線照射、放射能汚染</li> </ul> <p>② 次の事由による入院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的見地所見のないもの</li> <li>・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症</li> <li>・歯科疾病</li> </ul> <p>③ 次の事由による死亡・危篤または入院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気</li> </ul> <p>④ 保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合</li> <li>・保険の対象となる方等または保険の対象となる方等の配偶者*4もしくは1親等の親族について、①死亡・危篤、②入院の原因*11もしくは⑧感染症等の原因*12が生じていた場合</li> </ul> <p>*10 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。</p> <p>*11 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。</p> <p>*12 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。</p>

## 保険期間 3 か月超 のみの補償

緊急一時帰国費用担保特約 旅先から一時的に帰国して

保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
<p><b>お支払いする場合</b></p> <p>保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。に、保険の対象となる方の配偶者*4もしくは2親等内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合</p> <p>*上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限り、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者*4・同一の2親等内の親族の危篤により2回以上帰国された場合は、2回目の一時帰国よりその日を含めて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。</p> <p>*家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。</p>	<p><b>お支払い額</b></p> <p>ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額</p> <p>*1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。</p> <p>① 往復の航空運賃等の交通費</p> <p>② 一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続料、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。</p> <p>*ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の慶弔規程により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。</p>	<p>P.20に記載の①、②に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者*4もしくは1親等の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合</li> <li>・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合</li> </ul>

\*2 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。  
 \*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)  
 ① 婚姻意思\*5を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること  
 \*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。







## 基本となる補償および保険金額等の引受条件等

### ① 基本となる補償

- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。
- ※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ▶ 傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	・ご契約者・保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ・無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・海外旅行開始前、終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気による治療費用*1 ・妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾病による治療費用 ・海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*2 ・放射線照射、放射能汚染 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ*3
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ (後遺障害の程度に応じて) 傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。*4 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
治療・救援費用保険金	<b>治療費用部分</b> ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ② 海外旅行開始後に発病した病気*5により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症*6*8により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ▶ 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 ※ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りです。 <b>救援費用部分</b> ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上*9続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤ 海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等 ▶ ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*10の方が実際に支出した親族*10のかかけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 <b>治療費用部分・救援費用部分共通</b> お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされている場合で、同特約でお支払いの対象となるときを除きます。</li> <li>*2 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為は保険金お支払いの対象となります。</li> <li>*3 特別危険担保特約をセットし、これらの運動に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります(インターネットでお手続きの場合は代理店または東京海上日動までご連絡ください。)</li> </ul>

- \*4 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示のある場合に、この特約がセットされます。
- \*5 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
- \*6 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症\*7等をいいます。
- \*7 政令により一類感染症・二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。
- \*8 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
- \*9 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。
- \*10 6親等内の血族、配偶者\*11または3親等内の姻族をいいます。
- \*11 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)。a. 婚姻意思\*12を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*12 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

### ② 主な特約の概要

賠償責任危険担保特約	海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 ▶ 損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。
携行品損害担保特約	海外旅行中に携行品*13が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 ▶ 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計で5万円、旅券については1回の保険事故について5万円)を限度とした損害額をお支払いします。 ※損害額は損害が生じた携行品の時価額*14とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*14のいずれか低い方とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。 *13 カメラ、カバン、衣類等保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品*15をいい、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等を含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。 *14 再取得価額*16から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *15 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。 *16 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

※特約の詳細および本説明書に記載のない特約については「海外旅行保険普通保険約款および特約」等をご参照ください。

### ③ 補償の重複に関するご注意

- 賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*17を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。\*18
- \*17 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- \*18 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### ④ 保険金額等の引受条件

保険金額等は原則として契約タイプの中からお選びください。

- 各保険金額とも引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。
- 実際にお客様がご加入される保険金額については、申込書等をご確認ください。

### ⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間: 旅行期間にあわせて、最長2年までの間で設定してください。
  - この保険では、旅行期間とは海外旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
  - 交通機関が遅延、欠航・運休または到着地変更をした場合、保険の対象となる方が医師の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
    - 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等をご確認ください。
- 補償の開始時期: 保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時\*19
- 補償の終了時期: 保険期間(保険のご契約期間)の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。
  - \*19 セットされる特約によっては異なる場合があります。また、保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。
    - ・ご契約の代理店または東京海上日動が保険料を領収する前に生じた事故による損害等
    - ・クレジットカードのご利用代金の引落しができなかった場合で、別途ご請求させていただく保険料を東京海上日動が領収する前に生じた事故による損害等







## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



● 保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③ 東京海上日動と東京海上グループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥ 保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とすることでご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合には、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
  - 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%<sup>\*1</sup>まで補償されます。
- <sup>\*1</sup> 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

### 4 その他契約締結に関するご注意事項



- 東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 留学等をされる場合で、保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または東京海上日動までお申し出ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または東京海上日動に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または東京海上日動に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
  - 住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
  - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がない場合は、保険の対象となる方の配偶者<sup>\*2</sup>または3親等内のご親族<sup>\*3</sup>（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
  - <sup>\*2</sup> 法律上の配偶者に限ります。
  - <sup>\*3</sup> 法律上の親族に限ります。
- 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金に関するご注意」  
キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

## ご契約内容確認事項（意向把握・確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様の希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

- ① **本保険商品は、海外旅行中のケガや病気を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。**
- ② **パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。**
- ③ **ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動までお申し出ください。**
  - 保険金をお支払いする主な場合<sup>\*</sup>
  - 保険期間（保険のご契約期間。最長2年までの間で旅行期間に合わせて設定してください。）<sup>\*</sup>
  - 保険金額（ご契約金額）<sup>\*</sup>
  - 保険料<sup>\*</sup>
- ④ **申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または東京海上日動までお申し出ください。**
  - 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいていますか？
  - 『家族旅行特約をセットする場合のみ』ご確認ください。<sup>\*</sup>
    - 保険の対象となる方の範囲についてご確認ください。
  - 『海外旅行中にお仕事に従事される方のみ』ご確認ください。
    - 申込書等の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？
  - 『旅行中に下記の運動等を行う場合のみ』ご確認ください。
    - 下記の運動等を行うことについて、代理店または東京海上日動にお申し出いただきましたか？

下記の運動等を行っている間の事故は、保険金お支払いの対象外となります（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくことにより、対象とすることができます。）。

  - 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
  - リュージュ、ポブスレー、スケルトン
  - 航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
  - スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
  - 自動車等の乗用具による競技・試運転等
  - その他これらに類する危険な運動
- ⑤ **重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。**  
お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務」等が記載されていますので必ずご確認ください。
  - <sup>\*</sup> 詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込書等をご確認ください。

### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望等は  
金融法人部 三菱UFJ室にて承ります。

### 保険に関するご不満・ご要望等（国内から）

**03-6704-4064**

受付時間：平 日 午前9時～午後5時  
（年末年始を除きます。）



### 事故のご連絡に関するご相談（海外から）

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、ご旅行中に病気やケガ、携行品の破損等の様々なトラブルが生じた場合に、担当スタッフが各種相談に日本語でお応えします。全世界からのお電話を受け付けます。ご利用の詳細につきましては、保険証券、保険契約証または被保険者証とセットでお渡しいたします「海外旅行保険あんしんガイドブック」の該当ページをご確認ください。

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(https://www.sonpo.or.jp/)

**0570-022808**

通話料  
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時  
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



ご加入に関するご注意を記載しております。ご加入の前に必ずご確認ください。

## ご加入に関するご注意

### ①帰国予定

帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者(保険の対象となる方)とする保険契約はお申し込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### ②旅行先での運動

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- 旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- 旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
- 旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

### ③旅行先でのお仕事

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- 旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング、プロレスリング等)に従事される場合

### ④補償の重複について

賠償責任危険担保特約、治療・救護費用担保特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがございます。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合がございます。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください。\*2

\*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動火災保険(株)以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがございますので、ご注意ください。

### ⑤留学先、ワーキングホリデー先から保険加入を求められている場合について

留学先、ワーキングホリデー先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額(保険金額)に一定の基準を設けていることがあります。お客様ご自身で基準をご確認いただいたうえで、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

### ⑥被保険者証について

代理店または東京海上日動火災保険(株)にてご加入のお手続きをされたにもかかわらず、被保険者証が旅行出発前にとどかない場合は、お手数ながら代理店または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。なお、被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がございますので、お早めにお申し込みをお願いします。

素敵な海外旅行になりますように、お気をつけてお出かけください。

この保険は三菱UFJニコス株式会社を保険契約者とし、カード会員等の中で保険加入された方を被保険者(保険の対象となる方)とする海外旅行保険一般包括任意付保契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、保険契約者が有します。

ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご用意しておりますので、必要に応じてご確認ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者(保険の対象となる方)全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 「海外旅行保険 MORE」に関するお申し込み・お問い合わせ

エスティ保険サービスまで

0120-816-610

月～金 9:00～17:00 / 土・日・祝・12/29～1/3休

海外からは

81-3-5909-3650

※コレクトコールをご利用ください。

■お問い合わせ先・取扱代理店

エスティ保険サービス株式会社

〒163-1503 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号  
新宿エルタワー3階

0120-816-610

営業時間:平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

■引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

[担当]金融法人部三菱UFJ室 03(6704)4064

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー27階

営業時間:平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)